

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器除湿冷却系2次冷却水温度調整弁駆動部の点検において、制御用空気減圧弁よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
2	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）用空気冷却器（2）出口空気温度計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該温度計を交換	D	
3	1号機	タービン建屋排水ファンネルの点検において、床ドレンファンネル（地階熱交換器室南側設置）に詰まりが認められたため、当該ファンネルを清掃	D	
4	1号機	原子炉建屋排水ファンネルの点検において、床ドレンファンネル（1階原子炉格納容器入口二重扉室内）の番号標示用塗料に一部剥離が認められたため、当該標示部を修理	対象外	
5	1号機	主タービン油タンク室のオイルサンプポンプに性能低下が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
6	1号機	循環水ポンプ（A）潤滑水配管の凍結防止用電気ヒーターの電源盤内漏電しゃ断器用操作スイッチが折損したため、当該スイッチを交換	D	
7	2号機	エリア放射線モニタ装置（廃棄物処理建屋操作室）に指示値不良が認められたため、当該モニタ装置の信号回路を点検・修理	D	
8	2号機	主発電機用軸受（両側）下部に油のにじみが認められたため、対応検討	C	
9	3号機	タービン建屋屋上敷設の2・3号機6.9kV所内電源連絡用高压ケーブルの保護被覆に変形（メクレ）が認められたため、当該部を修理	D	
10	3号機	サービス建屋換気空調系空調機暖房用蒸気供給配管に接続されている弁（常時閉）の下流側閉止板の外れが認められたため、閉止板を取付	D	
11	3号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気ファン用入口温度スイッチの設定不良による「温度低」の誤警報発生が認められたため、当該温度スイッチを点検・調整	D	
12	5号機	所内ボイラ設備給水ポンプ（A）の軸受用油補給器に蓋の外れが認められたため、蓋を取付	D	
13	5号機	海水配管防食用硫酸第一鉄注入装置溶解タンクのレベル計に汚れが認められたため、当該レベル計を点検・清掃	対象外	
14	6号機	端子箱（原子炉建屋南東階段5階～6階間踊り場設置）の接地線の外れが認められたため、当該接地線を取付	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	原子炉建屋排水ファンネルの点検において、ストレーナ腐蝕等（113箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
16	6号機	タービン建屋排水ファンネルの点検において、ストレーナ腐蝕等（79箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
17	6号機	廃棄物処理建屋排水ファンネルの点検において、番号標示不良等（30箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
18	6号機	プロセス計算機運転データ記録用プリンタに印字不良が認められたため、当該プリンタを点検・修理	D	
19	集中環境施設	洗濯廃液処理系洗濯廃液サンプルタンク（A）のレベル計に指示値不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで